

## 大阪市立青少年センター指定管理者指定申請にかかる質問と回答

No.	質問	回答
1	<p>役員名簿と登記簿の提出に関して</p> <p>直近で役員改選を行っており、名簿については最新の状態で提出可能であるが、改選後の登記簿については、登記申請をして2週間程度(差戻し等があればそれ以上)かかる可能性があるため、タイミングによっては提出書類の締切(9月13日)に間に合わない可能性があります。その場合の提出方法についてどのように対応すればよいでしょうか。</p>	<p>役員名簿は最新のもの、登記簿について締切に間に合わない場合は、現在登記申請中である旨の理由書及び登記申請中であることが分かる資料(例:(受領印が押された)申請書の写し 等)をご提出いただき、後日最新の登記簿をご提出ください。</p> <p>(理由書には、最新の登記簿がいつ提出できるか明示してください。選定会議に間に合わない場合は選定審査の対象から除外されます。)</p>